

# 指定居宅介護支援・介護予防支援重要事項説明書

＜令和7年5月1日現在＞

## 1 事業所の概要

事業所名	医療法人慶友会 城東病院 指定居宅介護支援事業所
事業所所在地	山梨県甲府市城東4-13-15
事業所連絡先	(TEL) 055-226-3901 (FAX) 055-232-1230
事業者指定番号	1910113131
管理者の氏名	水上 恵子
サービス実施地域	甲府市全域

## 2 事業所の職員体制

従業者の職種	職務内容	人数 (人)	区分	
			常勤(人)	非常勤(人)
管理者 (主任介護支援専門員)	事業所の運営及び業務全般の 管理	1	1	0
主任介護支援専門員	特定事業所にあたり介護支援 専門員への指導や助言など	1	1	0
介護支援専門員	居宅介護支援サービス等 に係る業務	1	1	0

## 3 営業時間

平日	月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:30 (但し国民の祝日及び12月29日～1月3日迄は除く)
土、日、祝日	休業
連絡対応	※携帯電話に転送され24時間連絡が可能な体制とします

## 4 サービス提供の主な内容と提供方法及びサービス提供方針

事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況そのおかれている環境などに応じて、その利用者が可能な限り居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って援助を行います。

事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう公正中立な立場でサービスを調整します。さらに関係市町村、地域の保健・医療福祉サービス、地域包括支援センター、障害サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

利用者により委託された業務を行うに当たっては法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行し、医療と介護の連携強化と促進、公正中立なケアマネジメントの確保をするものとします。

## 5 公正中立なケアマネジメント

担当介護支援専門員は、利用者やその家族に対して、居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること等を説明するものとします。

また居宅サービス事業所を居宅サービス計画に位置づけた理由を求めることが可能なことを説明するものとします。

## 6 居宅サービス計画における指定介護サービス事業所の割合について

前6ヶ月に作成した居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合及び各サービスの同一事業者によって提供された割合について、別紙において説明するものとします。

## 7 利用料金

### (1) 基本料金

利用料金は全額介護保険から給付されるので、利用者負担金はありません。

但し、介護保険料の滞納等により、保険給付が行われない場合についてはこの限りではありません。

### (2) 交通費

実施地域である甲府市の場合は必要ありません。甲府市以外の場合は甲府市を越えた地点から1kmごとに50円(片道)ご負担いただきます。

## 8 運営についての留意事項

### (1) 虐待防止に関する事項

イ 虐待防止のため対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業者への周知徹底を図ります。

ロ 虐待防止のための研修を定期的実施します。

ハ 虐待(虐待の疑いを含む)等が発生した場合は、速やかに市や利用者が居住する地域包括支援センターへ通報し、対策並びに再発を防止できるように努めます。

### (2) 感染対策の強化

感染防止のため対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業者への周知徹底を図り、感染防止のための研修を定期的開催します。

### (3) 業務継続計画の策定等

感染症防止または非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援事業所の提供を継続するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(「業務継続計画」という。)を策定し、その計画に従い必要な措置を講じ、その計画を周知するとともに必要な研修及び訓練を実施します。また、定期的に業務継続計画を見直します。

### (4) ハラスメント防止・対策

イ 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、従業者が働きやすい環境づくりに努めます。

ロ 利用者及びその家族が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為については、事実確認の上、改善を求め、それでも解消されない場合は契約を解除する場合があります。

### (5) 秘密保持

事業者は、サービスを提供する上で知りえた利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約期間中及び契約期間終了後、第三者に漏らしてはならないものとします。

### (6) 身体拘束の適正化

イ 介護支援専門員は、利用者または利用者家族等の生命または身体を保護するため緊急や、やむを得ない場合を除き身体拘束は行いません。

ロ 介護支援専門員は、身体拘束等を行う場合はその態様および時間、その際の利用者の心身の状況

並びに緊急や、やむを得ない理由を記録します。

9 相談窓口、苦情対応

(1) 医療法人慶友会 城東病院 指定居宅介護支援事業所お客様相談・苦情担当

当介護施設の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を賜ります。

担当者 水上 恵子

Tel (055) 226-3901

(2) その他

当介護施設以外に、市町村の介護保険相談窓口等に苦情を申し立てることもできます。

・甲府市役所介護保険課

☎ (055) 237-5473

・山梨県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情処理担当

☎ (055) 233-9201

10 事故発生時の対応

(1) 利用者に対し居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族や市町村等に連絡を行うなど必要な措置を講ずるとともにその状況についても記録します。

(2) サービスの提供により事業所の責めに帰すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

当事業者はサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、居宅介護支援サービスの内容及び重要事項の説明をしました。

年 月 日

所在地 山梨県甲府市城東4-13-15

事業者名称 医療法人慶友会 城東病院 指定居宅介護支援事業所 印

説明者 氏 名

サービス計画の締結に当たり、上記により重要事項の説明を受け同意いたします。

利用者 住 所

氏 名 印

家 族 住 所

氏 名 (続柄 ) 印

(選任した場合) 代理人 住 所

氏 名 印